

VI 使用料、手数料の改正案概要

使用料及び手数料については、公正な受益者負担の観点から、奈良公園使用料や行政財産の目的外使用料等の使用料の見直しを行うとともに、法令の改正等により新たに実施する事務に係る手数料の額を定め、政令で標準額が示されているもののうち、標準額が改正されたものについて、これを基準として額を定める等の手数料の見直しを行う。

[主な改正例]	(現 行)	(改正案)
1 使用料		
・奈良公園使用料（売店等）[1㎡/月]		
(甲地域・乙地域)	67円	→ 80円
(丙地域)	67円	→ 75円
2 手数料		
・介護サービス情報調査事務手数料（介護老人福祉施設等）	34,000円	→ 28,000円
(通所介護等)	32,000円	→ 26,000円
(訪問介護等)	30,000円	→ 24,000円
(居宅介護支援等)	28,000円	→ 22,000円
・介護サービス情報公表事務手数料	11,000円	→ 9,000円
・長期優良住宅建築等計画認定手数料 (新規・長期使用構造等適合計画である場合) (床面積に応じて区分)	新設 10,000円 ~	227,000円
・自動車運転免許者講習手数料（高齢者講習・一般）		
[70歳～74歳]	6,150円	→ 5,800円
[75歳～]	6,150円	→ 5,350円
・高齢運転者認知機能検査手数料		新設 650円
・教育職員免許状有効期間更新手数料		新設 3,300円
・病院文書手数料（生命保険等）	2,500円	→ 4,900円